

税



もうすぐ65歳、75歳になる方へ

介護保険料、後期高齢者医療保険料は、年金天引き(特別徴収)が始まるまでは、納付書普通徴収)で納めることになりま
す。納め忘れを防ぐために、口座振替(自動払込)のお手続きを
すると、登録完了後は納期限日
に指定口座から自動で振替納付
されるため、大変便利です。

65歳、75歳到達前に口座振替
のお手続きをしておく、初回
から振替を開始することができます。

●**申込先** 足利銀行、栃木銀行、
大田原信用金庫、白河信用金
庫、烏山信用金庫、那須信用
組合、那須野農業協同組合、
ゆうちょ銀行

●**持ち物** ▼保険料額通知書▼
口座振替をする預貯金通帳▼
通帳届出印

●**申込方法** 窓口備え付けの
「大田原市公金口座振替依頼
書兼解約届」に必要事項を記
入し、届出印を押して各金融
機関に提出

※申込みから振替開始まで40
50日程度かかります。

●**その他口座振替ができる税金**

など ▼市県民税▼固定資産
税・都市計画税▼軽自動車税
(種別割)▼国民健康保険税

【問い合わせ先】

・口座振替に関すること

問 税務課 本2階

TEL 0287(23)8639

・介護保険料に関すること

問 高齢者幸福課 本3階

TEL 0287(23)8678

・後期高齢者医療保険料に関す
ること

問 国保年金課 本2階

TEL 0287(23)1120

令和6年度は固定資産税の評
価替えの年です

●**評価替えとは** 土地と家屋に
おける固定資産税を3年ごと
に見直す制度のことです。

【土地の評価替え】 土地の評価
は、「固定資産評価基準」に基
づき、地目別に定められた評
価方法によって行います。

①**地目** 地目は、田・畑・宅地・
池沼・山林・原野・鉱泉地・
牧場・雑種地があります。登
記上の地目にかかわらず、
その年の1月1日(賦課期日)
時点の地目で評価します。

②**地積(面積)** 原則として登記
簿に記載されている地積にな
ります。

③**価格(評価額)** 評価は、売買
実例価額を基とした正常売買
価格を基礎として求めます。

【家屋の評価替え】 家屋につい
ては、評価替え前年度の再建
築価格(「固定資産評価基準」
に基づき、評価の時点で同じ
家屋を新築した場合に必要な
なる建築費)を基準に、「再建
築費評価点補正率」や「経年減点
補正率」を乗じて評価額を算
出します。ただし、算出した
評価額が前年度の評価額を超
える場合は、前年度の評価額
に据え置かれます。

①**再建築費評価点補正率** 東京都
(特別区の区域)における3年
間の建築物価の変動割合を基
礎として定められる率。

②**経年減点補正率** 経過年数に
応じて通常生ずる減価の割合
を基礎として、家屋の構造お
よび用途別に定められた率。
ただし、経過年数が規定年数
を超えた後も、家屋の要件を
満たしている間は、下限の
「0.20」に据え置かれます。

問 税務課 本2階

TEL 0287(23)8726

・土地に関すること

問 税務課 本2階

TEL 0287(23)8864

●**家屋に関すること**

家屋の新築・増築・取り壊し・
所有者の変更などはありま
せんか

家屋の固定資産税は、毎年1
月1日の状況に基づいて課税さ
れます。住宅や店舗などの建物
だけでなく、物置や車庫なども、
①土地への定着性②外気断定性
③用途性の要件を満たせば課税
の対象となります。今年、家屋
の状況に変更があった場合は、
税務課までご連絡ください。

▼**新築・増築した** 担当職員が
訪問し、家屋調査します。

▼**家屋を取り壊した** 次年度か
ら課税されないよう、担当職
員が現地確認します。

▼**未登記の家屋の売買や相続・
贈与などをした** 「未登記家
屋名義変更届」を提出してく
ださい。

問 税務課 本2階

TEL 0287(23)8864

●**固定資産税償却資産の申告**

償却資産とは、会社や個人で
工場や商店、アパートなどを経
営している方が事業のために所
有している事業用資産をいいま
す。償却資産をお持ちの方は、
令和6年1月1日現在の資産の
状況について1月31日(※)までに

申告してください。

●**申告対象となる主な償却資産**

①構築物(舗装路面、フェンス、
看板、受変電設備、煙突、鉄
塔など)

②機械および装置(旋盤、ポン
プ、各種製造設備の機械・装
置、太陽光発電設備など)

③車両および運搬具(貨車、客
車、大型特殊自動車など)

④工具、器具、備品(パソコン、
医療機器、測定工具、机、椅
子など)

●**申告対象外の償却資産**

①耐用年数1年未満の資産また
は取得価格が10万円未満の資
産で法人税法などの規定によ
り一時に損金算入されたもの
(いわゆる小額償却資産)

②取得価格が20万円未満の資産で
法人税法などの規定により3年
間で一括して均等償却するもの
(いわゆる一括償却資産)

③法人税法第64条の2第1項・
所得税法第67条の2第1項に
規定するリース資産で取得価
額が20万円未満のもの

④自動車税および軽自動車税の
対象となるもの

⑤無形減価償却資産(特許権、
漁業権など)

※①②の場合であっても、個別
の資産ごとの耐用年数により

税務署からの重要なお知らせ

通常の減価償却を行っているものは課税の対象となります。
問申税務課 本2階
 TEL 0287(23)8864

【マイナンバーカードを使って自宅からスマホで確定申告】

確定申告は、マイナンバーカードを利用したe-Tax・スマホ申告が便利です。

マイナンバーカードとスマホ（マイナンバーカード読取対応）があれば、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告を行うことができますので、ぜひご利用ください。



また、相談はチャットボットや国税専門ダイヤルからでも可能です。
 TEL 0570(00)5901
【マイナンバーカード方式のメリット】
 ①マイナンバーカードとスマホがあれば24時間いつでも申告ができます。
 ②過去の申告データを利用して自動入力できます。
 ③青色申告決算書・収支内訳書もスマホで作成が可能です。
 ④還付申告の場合e-Taxなら早期還付されます。

●受付日

月日	地区
1月29日(月)	湯津上
1月30日(火)	黒羽(須賀川、両郷、黒羽)
1月31日(水)	黒羽(川西)・金田(北金丸)
2月1日(木)	金田(赤瀬、奥沢、上奥沢、鹿畑、北大和久、倉骨、南金丸)
2月2日(金)	金田(市野沢、乙連沢、小滝、富池、練貫、羽田)
2月5日(月)	大田原・金田(荒井、今泉、岡、戸野内、中田原、町島)
2月6日(火)	親園
2月7日(水)	野崎・佐久山

●必要書類

申請区分	使用者証	報告書	納品書	耕作証明書	交付手数料
使用者証 継続	○	○	○	○(※1)	—
使用者証 更新	○	○	○	○(※1)	420円

(※1) 県税事務所追加の申請をする場合。
 (※2) 機械に変更がある場合は、変更内容の分かるもの(メモなど)をお持ちください。
 (※3) 初めて申請する方、使用者証を紛失した方は事前に大田原県税事務所必要書類の確認をしてください。

会議室

●**受付時間** 各日とも午前9時15分～11時30分・午後1時～3時
 ※受付時に申請時間を指定

●**場所** 栃木県庁那須庁舎2階
 問 栃木県大田原県税事務所
 TEL 0287(23)4172

●**農業用軽油免税証の交付申請受付について**

問 大田原税務署
 TEL 0287(22)3118



⑤スマホのカメラで源泉徴収票が自動入力されます。
 ⑥マイナポータル連携により一部の所得控除などが自動入力されます。

※前年度と会場が異なります。
●注意事項 ▼県税事務所での申請は事前予約が必要です。事前予約は2月8日(水)から電話で受け付けます。なお、会場でも事前予約を受け付けます。▼会場での追加の申請は、各指定公布日の午後の受付時間に受け付けます。初めて申請する方は、事前に左記へ連絡してください。▼表記期間内であれば、指定公布日以外の日にちでも申請が可能です。▼駐車場は那須野が原ハートホール第2駐車場をご利用ください。

ストップ！滞納 地方税徴収強化中

問税務課 本2階 TEL 0287(23)8703

市税や保険料(市税等)を滞納すると、納めた方との間で負担の公平さを欠くこととなりますので、滞納者に対し財産調査をし、予告なく財産の差押えをすることを強化しています。



●令和4年度の実績

財産調査 11,931件
 財産差押 867件
 差押えにより徴収した件数 1,257件
 差押えにより徴収した金額 65,410千円

●納期限内に納付を

市税等は、納期限内に自主的に納めていただくことが原則です。納期限内に納めない方があると、財源不足となり、市民サービスに支障をきたします。

また、その市民サービスに使われるべき貴重な市税等が「督促状の経費など、市税等を徴収するために使われる」ことになってしまいます。

【納税・滞納処分Q & A】

- Q1 借金があるから税金が払えません。**
A1 滞納処分上では、法律によって、税金はすべての債務(借金含む)に優先すると定めてあります。別段の定めがある場合を除き、私的債務より税金が優先されます。(地方税法第14条)
- Q2 いきなり差押えはひどすぎませんか？**
A2 市税等は納期限内納付が大原則です。納期限が過ぎて20日後には督促状が發送されますが、その日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは「差し押えなければならない」と明示してあります。(地方税法第331条など)
- Q3 個人の財産を勝手に調べて差押えるのはプライバシーの侵害ではないですか？**
A3 市税等を滞納すると、国税徴収法・地方税法に基づき、市には滞納者の財産すべてに対する調査権限が発生します。この権限により調査を受けた金融機関、勤務先、保険会社などの関係機関は、協力しなければなりません。また、財産の調査は、個人情報保護法に関しても情報提供の制限から除かれています。
- Q4 小額滞納でも差押えはするのですか？**
A4 金額の大小にかかわらず、税負担の公平性を確保するためにも差押えは行われます。「小額の滞納だから差押えられないはず…」というのは誤った思い込みです。